都市計画法違反の建築物に対し、除却命令を発令しました

平塚市城所の違反建築物について、これまで所有者の建築主に対し法律違反の是正を するよう行政指導を行ってまいりましたが是正されなかったため、除却命令(建築物を 取り壊す命令)を発令しました。

本件は、市街化調整区域において都市計画法第43条に基づく許可を受けずに、違法に建築物を建築した案件です。当該建築物は、違反建築物であることを知らずに善意の第三者に賃貸・売却されることで被害者が発生する恐れがあるため、都市計画法第81条第1項に基づき除却命令を発令されたものです。

また、都市計画法第81条第3項にもとづき、現地に同命令の公示(標識の設置)を行いました。



違反建築物の外観写真

1 違反建築物の概要

建築場所 平塚市城所字柳土腐812番、813番(住所:平塚市城所813番地)

地 域 地 区 市街化調整区域

建築物の概要 鉄骨造 地上2階建

用 途 事務所・倉庫など

違 反 条 項 都市計画法第43条違反 (無許可の建築物)

命 令 の 内 容 令和 2年 5月 31日までに、違反建築物を全て除却すること

2 主な指導経過

平成26年9月市民からの通報により違反行為が発覚

平成26年10月 違反建築物の建築者に是正指導を開始

平成30年2月 是正指導しているにも関わらず、違反建築者が違反建築物を 新たな使用者に賃借させる

令和元年 7月 違反建築者に対し是正勧告書(是正の勧告(令和2年2月29日 までに当該建築物を全て除却すること)及び命令の発令を警告) の送付

令和元年 12月 行政手続法に基づく弁明機会付与通知を送付

3 今後の対応

都市計画法第81条第3項の規定に基づき、当該命令を発令した旨を公報に登載 します。併せて平塚市ホームページにも登載し、違反建築物であることを知らずに 購入・賃借する被害者が発生しないように注意喚起するとともに、違反者に対し命 令の履行を強く求めてまいります。

(平塚市まちづくり政策部開発指導課調査指導担当)